

令和3年度 税制改正建議書

重点建議事項等の概要

東北税理士会は税理士法に定められた建議権に基づき、令和3年度税制改正に際し次の3項目を建議します。

建議事項

1. 災害損失控除の創設等

自然災害により毀損する納税者の担税力に沿った課税とすること。

(1)所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること。

(2)相続時精算課税により贈与された財産が被災した場合の救済措置を創設すること。

2. 特例事業承継税制における筆頭株主要件を緩和すること

中小企業が家族経営である実態に鑑み、特例事業承継税制における筆頭株主要件を緩和し、より多くの中小企業が特例事業承継税制を利用できるようにすること。

3. 適格請求書等保存方式(インボイス)の導入延期と制度の問題点の解決等

(1)適格請求書等保存方式の導入延期と制度の問題点を解決すること。

(2)社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を課税取引とすること。

税理士の使命

第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

建議権

第49条の11（建議等）

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

1.災害損失控除の創設等

(1)所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること

Point

- ① 災害による損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になる
- ② 激甚災害では被災地域の経済基盤が回復するまで長期間を要する
- ③ 自然災害による損失を最大限勘案する

雑損控除から独立させた「災害損失控除」の創設が必要

○ 所得控除の順番を後順位に

「雑損控除 ⇒ 他の所得控除 ⇒ 災害損失控除」の順番に控除すべき。

○ 控除の繰越期間は5年以上にすべき

雑損控除の繰越期間は3年間だが、東日本大震災の時には、特例により繰越期間が5年に延長。

○ 損害額の確定について

損害額は原則として建物の購入代金や移転費用等の領収書等に基づいて算定する。
領収書等のない場合は固定資産税評価額による方法も考えられる。

○ 対象支出の範囲を拡充

資産損失に限定せず、避難のための移転や避難後の生活関連費用も対象にする

○ 繰戻し還付制度の創設

災害損失控除について前年への遡及を認め、繰戻し還付を可能にすること。

事 例

41歳男性(年収460万円、所得314万円)が、5年前に取得した家屋(木造45坪)を災害によりすべて失い、1,000万円の保険金給付を受けた場合。
現行の雑損控除で考えると……。

雜損失の金額が2,000万円超も生じる。

(家屋2,000万円) + (家財1,100万円) - (保険金1,000万円)
- 314万円 × 10% = 2,068万円

雜損失の金額は所得の**6.5年分** (= 2,068万円 / 314万円)にもなる。

避難を余儀なくされ、再就職し所得が下がると控除年数は**更に長期化**する。

繰越期間は、基礎控除、社会保険料控除、生命保険料控除等が**切り捨て**られる。

(2)相続時精算課税により贈与された財産が被災した場合の救済措置を創設すること

相続時精算課税により贈与された財産が被災し財産価値が著しく低下しても、現行制度では贈与時の価額により課税される。被災した財産について、相続開始時の評価額で課税する救済措置が必要である。

贈与 (精算課税選択)



災害



相続



時価10

(時価回復せず)

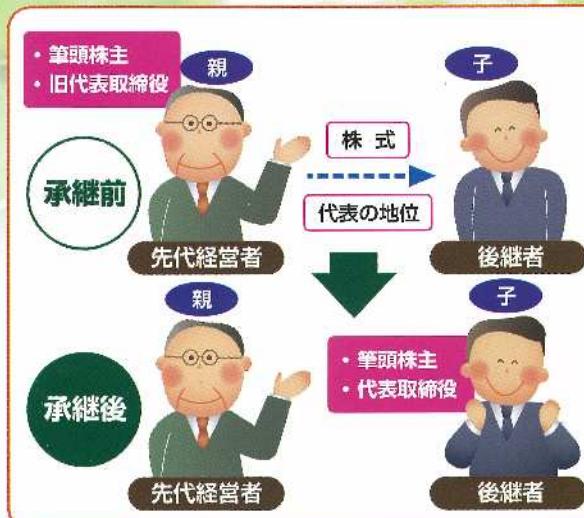
時価10

担税力に応じた適正な価額により相続税が課税されない

相続税の課税価格に算入する
財産の価額は「10」ではなく「100」

2.特例事業承継税制における筆頭株主要件を緩和すること

○ 特例事業承継税制が利用できる典型例



平成30年度の特例事業承継税制における贈与者の範囲の拡充は、後継者に先代経営者等が保有する株式を集中させて事業を円滑に継続させることが目的と考えられる。

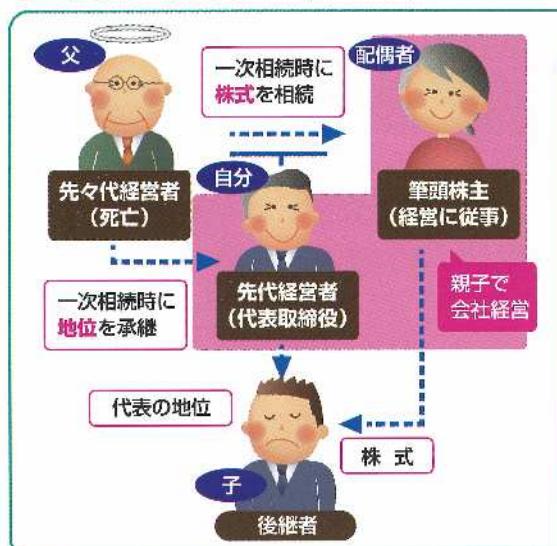
先代経営者の要件

- (1)会社の代表権を有していた。
- (2)贈与等の直前に贈与者とその特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、**後継者を除き最多数の議決権を保有していた。**
- (3)贈与時に会社の代表権を有していない。 (措令40の8)

しかし、先代経営者単独では筆頭株主要件を満たせないため、特例事業承継税制を利用できない場合がある。

そうなると株式の贈与・相続に際し、後継者に多額の税負担が発生する。

○ 利用できないケース

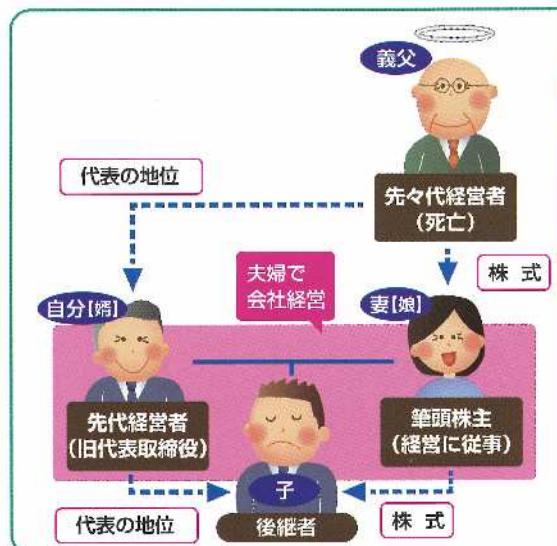


ケース ①

先代経営者の親が筆頭株主

一次相続で配偶者に対する相続税額の軽減を受けたため、代表の地位は先代経営者が承継しても、株式は先代経営者の母親が相続し筆頭株主になっているケース。

その後、親子で会社経営しても、代表取締役は会社の筆頭株主でないため利用できない。



ケース ②

先代経営者の配偶者が筆頭株主

先代経営者は代表取締役であるものの、婿の立場にあり、株式は先々代経営者の娘である先代経営者の妻が相続して筆頭株主になっているケース。

夫婦で会社経営してきても、代表取締役は会社の筆頭株主でないため利用できない。

- 親子、夫婦の二人三脚で長年にわたり会社経営してきた場合、特例事業承継税制の利用を認めるべきである。
- 先代経営者が筆頭株主かどうかを、経営者単独で判定する要件を緩和すること。

建議

先代経営者の筆頭株主要件は、経営者単独ではなくその直系尊属や配偶者を含めて判定すべき。

3. 適格請求書等保存方式(インボイス)の導入延期と制度の問題点の解決等

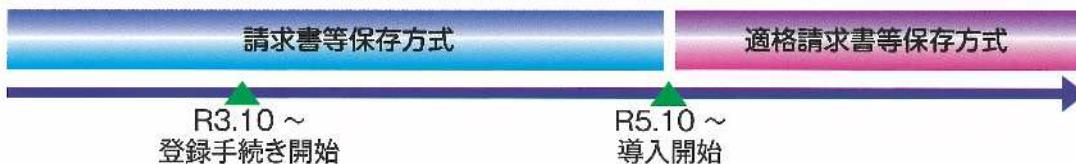
(1) 適格請求書等保存方式の導入延期と制度の問題点を解決すること

適格請求書等保存方式(インボイス)の問題点

- ① 事業者、税務官公署への事務負担が大きい
- ② 免税事業者が不当な値下げ圧力を受けるリスクがある問題を抱えている。

● 適格請求書の導入を延期すべき

新型コロナウイルス感染症の影響下にもかかわらず、全国335万社の消費税の納税事業者が事務負担の大きい適格請求書等保存方式へ円滑に移行することは困難である。



- 登録手続きが出来ないと適格請求書等の発行事業者になれない。
- 登録を出来ない事業者が多くいると事業者間の取引が混乱する。

● 解決すべき制度の問題点

- 3万円未満基準が公共交通機関の運賃・自販機等に限定
⇒ 3万円未満等少額な取引については帳簿の記載のみで仕入税額控除を認めるべき。
- 登録制度(インボイス方式を導入しているほとんどの国にない制度)
⇒ 簡素な登録制度にすべき。

(2) 社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を課税取引とすること

社会政策的な配慮に基づく非課税の問題点

- ① 最終消費者ではないにもかかわらず事業者が仕入れに係る消費税を実質的に負担する仕組み。
- ② 転嫁できない消費税の負担が事業者の経営を圧迫する。



※本建議は、東北会の建議書には掲載されていませんが、第46回日税連公開研究討論会で取り上げられ多くの賛同を得たこと、日税連の建議書において重要建議として取り上げられたことから掲載しました。

東北税理士会・東北税理士政治連盟

連絡先

〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1丁目7番41号

TEL 022-293-0503